

「沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称）」素案に対する県民意見への県の考え方

1 募集期間：令和5年2月1日（水）～令和5年2月28日（火）

2 意見数：3件（1団体）

3 御意見と県の考え方

No	ページ	ご意見	県の考え方
II 各論・基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関係）・基本的施策2 経済的負担の軽減（基本法第13条関係）			
1	14	交通事故の被害には補償があるが、傷害・殺人の被害者には見舞金を支給してほしい。	国や他の都道府県の取組状況等も参考としながら、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。
II 各論・基本方針3 再被害・二次的被害の防止（条例第8条第3号関係）・基本的施策2 二次的被害の防止			
2	21	被害者に対する支援内容がない。被害に遭うと現実が受け入れられず、夢なのではなど意識がない状態で生活を送っている。現実から離れる場所の確保など、緊急性を理解して直後のケアを行ってほしい。	いただいた御意見につきましては、今後の犯罪被害者等施策の検討の際の参考とさせていただきます。
II 各論・基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関係）・基本的施策3 市町村における支援体制の充実にに向けた取組			
3	32	被害直後は、今まで買い物していたスーパーなどでの買い物ができなくなった。人目を気にして遠くへ買い物に出かけた。買い物など日常の生活支援も必要。	地域住民の方々に最も身近な基礎自治体として生活支援を担う市町村の役割は重要であると考えておりますので、市町村の支援体制強化に取り組んでまいります。